郵送による国民健康保険証再交付申請のしかた

国民健康保険証または高齢受給者証を紛失、汚損等した場合の再交付の申請については、郵送でも受け付けております。

書類の不備や不足により受付できない場合は、書類をお返しすることがあります。

マイナンバーの実施に伴い国民健康保険の届出の際、本人確認が厳格となりました。郵送による本人確認にも「身元確認」が必要です。

新しい国民健康保険証は不備や不足等がなければ、届出後、1 週間から 10 日程度で世帯主の方あてに郵送いたします。（国民健康保険証は簡易書留郵便、高齢受給者証は普通郵便、両方ある場合は簡易書留郵便で郵送いたします。）

①　届出人の身元確認書類のコピー
（有効期間内のものに限ります）

- マイナンバーカード（個人番号カード）
- 運転免許証
- パスポート
- 在留カード

等

②　再交付申請書

HP でダウンロードしたものか、
窓口で配布しているものをご利用ください

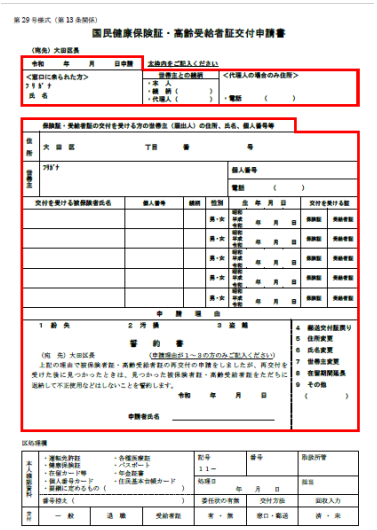

第29号様式（第13条関係）

国民健康保険証・高齢受給者証交付申請書

以上①～②を下記の宛先にお送りください。

個人情報を含む書類のため、特定記録郵便または簡易書留での郵送をお勧めします。

〒１４４－８６２１
大田区蒲田５－１３－１４
大田区役所
国保年金課　国保資格係　行